



# ペダル付き電動バイクに係る業界対応状況

---

2026年1月21日

一般社団法人日本フードデリバリーサービス協会

フードデリバリーサービスが抱える様々な可能性と課題に対して、業界横断で対処し、更なるサービスの発展・向上、新たな社会・生活の振興を図るため、2021年2月に設立。

- **名称** : 一般社団法人日本フードデリバリーサービス協会 (JaFDA)
- **設立** : 2021年2月3日
- **代表理事** : 太田 豊彦 (元農林水産省食料産業局長)
- **目的** :
  1. 安心・安全にフードデリバリーサービスを利用できる環境の整備
  2. 業界全体で様々な可能性と課題に対処することを通じた、健全な業界の発展
- **協会HP** : <https://www.jafda.or.jp/>



フードデリバリープラットフォームを運営する事業者が会員。事業者の事業撤退や統廃合を経て、現在は、フードデリバリー業界の主な事業者4社が会員企業として加盟。

企業名	サービス名
Uber Eats Japan 合同会社	Uber Eats
株式会社出前館	出前館
menu株式会社	menu
Wolt Japan株式会社	Wolt

安心・安全にフードデリバリーサービスを利用できる環境を整備・提供し、配達時等における交通ルール違反やトラブル件数の削減を実現するため、関係機関との意見や情報交換等を行っている。

## 委員長 :

太田豊彦 (JaFDA代表理事)

## 委員 :

JaFDA会員企業

## ガイドライン概要 :

### 【背景・目的】

フードデリバリーサービスの普及を踏まえ、配達時の交通事故防止および安全なサービス提供環境の整備を目的として、業界共通の交通安全ガイドラインを策定。

### 【位置づけ】

自転車および原動機付自転車等による配達業務を対象に、フードデリバリー事業者が最低限遵守すべき交通安全上の基本ルールを示すもの。

### 【主な取組】

事業者に対し、配達員への交通ルール周知、安全対策の実施、事故発生時の対応体制や保険整備、危険走行への是正措置、事故情報の把握・分析等を求めるとともに、警察等の関係行政機関と連携した事故対応・情報提供・交通安全啓発に取り組む。

## これまでの開催概要

回数	日時	主な議題
第1回	2021/5/13	・ 委員会立ち上げ
第2回	2021/6/10	・ ガイドライン策定 ・ 交通安全施策に係る情報・意見交換
第3回	2021/7/1	
第4回	2021/7/13	
第5回	2021/8/20	
第6回	2021/10/12	・ ガイドライン準拠状況の報告 ・ 交通安全施策に係る情報・意見交換 ・ ガイドライン改定
第7回	2022/6/23	
第8回	2023/10/11	
第9回	2024/11/20	
第10回	2026/1/21	

# JaFDA : ペダル付電動バイクに係る対応①

ペダル付電動バイクでの配達を希望する配達員に対し、正しい車両区分での登録・稼働に係る取組促進や交通ルールの周知・啓発などの対応を行っている。

項目	対応例 (ペダル付き電動バイク【配達可】の事業者)	対応例 (ペダル付き電動バイク【配達不可】の事業者)
登録時の対応	・ペダル付電動バイクは原動機付自転車として登録必須と明記	・使用不可車両として明示 ・使用可能車両区分を明確化
稼働時の管理・抑止	登録区分と異なる車両での配達を禁止	
ルール明示	各社が配達員と締結する規約において正しい車両区分での登録や交通ルール遵守等を明記	
違反時の対応	正しい車両区分で登録や稼働をする旨注意を行う。また、外部からの通報状況等も踏まえ悪質性が高い等と判断される場合はアカウント停止等も検討。	
周知・啓発	登録時などに正しい車両区分での登録・稼働等に係る注意喚起を実施。また、定期的な周知・啓発を行う。	

自治体や警察が開催する配達員向け講習会に協力し、配達員の安全意識や知識の向上を図っている。また交通ルール遵守等呼びかける該当啓発活動に参加し、自転車利用環境の向上にも努めている。

### ○配達員向け講習会



神奈川県警主催の講習会  
(2024年9月)



京都市および京都府警主催の講習会：  
(2024年11月)

### ○街頭啓発活動



東京都主催、自転車安全利用TOKYO  
キャンペーン街頭啓発隊(2025年5月  
13日)

社会全体においてペダル付き電動バイクの利用者が増加していること等を踏まえ、JaFDAが策定する「交通安全ガイドライン」へフードデリバリー事業者が取り組むべき内容を追加。

## ○ガイドライン改定例

項目	新
登録時 周知・注意 喚起	<p>①正確な配達車両の登録</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令上の車両区分に沿った正しい車両区分での登録をすること</li> <li>・登録する車両区分に応じた保安基準に適合した車体を使用、ナンバープレートの取り付け、自動車損害賠償保険等に加え法令上の義務を満たすこと</li> </ul> <p>②交通ルールの遵守徹底</p> <p>道路交通法、条例等の交通ルールの遵守徹底（運転において免許証が必要な車体における免許証の携帯、（略））</p> <p>③～④（略）</p>

項目	新
新たなモビリティへの対応	<p>事業者は、自動車又は一般原動機付自転車に該当するペダル付き電動バイク及びキックボードを配達員が配達業務に利用することを認める場合には、「自動車又は一般原動機付自転車に該当するペダル付き電動バイク及びキックボード様の立ち乗り型電動車の交通事故を防止するための関係事業者ガイドライン」（令和6年11月8日パーソナルモビリティ安全利用官民協議会策定）に記載された内容を実施すること。</p>

項目	新
登録時 運転免許 の確認	<p>事業者は、配達員が登録する車両が運転に運転免許を要する車両の場合、配達員が運転免許を受けていることの確認を徹底する。</p>

<問い合わせ>  
日本フードデリバリーサービス協会事務局  
info@jafda.or.jp